

「信用取引ルール」新旧対照表

平成 27 年 9 月 1 8 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>4. 注文方法</p> <p>口座</p> <p>特定口座を開設しているお客様は特定口座、開設されていないお客様は一般口座でのお取引となります。株式現物取引と異なり、特定口座開設済のお客様は信用取引において一般口座を利用することができませんので、ご注意ください。</p> <p><u>※特定口座をご開設時に、一般口座で信用建玉を保有されている場合は、一般口座では決済注文のみ行っていただけます。新規注文は特定口座からのみ可能となります。</u></p> <p>執行区分</p> <p>※執行区分「引け」、「指成」を伴う信用新規売注文については発注限度数量が合計で 50 单元以内までです。<u>執行区分「引け」を伴う指値注文による 1 回で 51 单元以上のご注文は発注が可能です。</u></p> <p>※執行区分「寄付」を伴う信用新規売の成行注文については発注限度数量が合計で 50 单元以内までです。<u>執行区分「寄付」を伴う指値注文による 1 回で 51 单元以上のご注文は発注が可能です。</u></p> <p>※執行区分の有無に関わらず複数の信用新規売注文を発注する場合の成行注文、同一値段の指値注文については発注限度数量が合計で</p>	<p>4. 注文方法</p> <p>口座</p> <p>特定口座を開設しているお客様は特定口座、開設されていないお客様は一般口座でのお取引となります。株式現物取引と異なり、特定口座開設済のお客様は信用取引において一般口座を利用することができませんので、ご注意ください。</p> <p>執行区分</p> <p>※執行区分、引け、指成を伴う信用新規売注文については発注限度数量が合計で 50 单元以内までです。</p> <p>※執行区分、寄付を伴う信用新規売の成行注文については発注限度数量が合計で 50 单元以内までです。</p> <p>※執行区分寄付の有無に関わらず寄付前に複数の信用新規売注文を発注する場合の成行注文、同一値段の指値注文については発注限度数量が合計で 50 单元以内までです。</p>

50 単元以内です。

※信用新規売の逆指値注文において、お客様が指定された逆指値条件に到達し発注される際に、上記発注限度数量に抵触する場合には、その逆指値注文は失効致します。

※信用新規売の逆指値注文において指値を指定された注文による、1回で51 単元以上のご注文については、当社で失効することはございませんが、空売りの価格規制に抵触する場合は取引所において注文がエラーとなり、失効します。

15. 建玉決済後の信用新規余力の回復について

保有建玉を決済した場合、当該建玉に対する保証金は決済と同時に次の新規建て取引に利用できるようになります。信用取引委託保証金の計算方法の詳細につきましては、こちらよりご確認ください。

現引、現渡により決済した場合、決済当日に余力は回復しません。翌営業日に回復します。

15. 建玉決済後の信用新規余力の回復について

保有建玉を決済した場合、当該建玉に対する保証金は決済と同時に次の新規建て取引に利用できるようになります。信用取引委託保証金の計算方法の詳細につきましては、こちらよりご確認ください。

現引、現渡により決済した場合、決済当日に余力は回復しません。翌営業日に回復します。